

袖ヶ浦市社会教育関係団体の登録に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体の登録に関し必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 社会教育関係団体として登録することができる団体は、次のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会の加盟の連合組織に含まれない団体であること。
- (2) 別表に掲げる登録の要件を備えた団体であること。

(受付期間)

第3条 登録を受付する期間は、4月1日から同月15日までとする。

2 前項の規定に関わらず、新規に登録しようとする団体にあつては、当該要件を満たした時から随時登録を受付するものとする。

(登録申請)

第4条 登録申請をする団体の代表者は、登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市民会館長、公民館長、郷土博物館長、中央図書館長（以下「公民館等の長」という。）を經由して教育委員会に登録を申請するものとする。ただし、すでに登録されている団体は登録を申請できないものとする。

- (1) 会則又は規約
- (2) 会員名簿（様式第6号）
- (3) 事業計画書及び予算書（様式第7号及び様式第8号）
- (4) 事業報告書及び決算書（様式第10号及び様式第11号）
- (5) 講師（又は指導者）名簿（様式第9号）
- (6) その他公民館等の長が必要と認める書類

(登録方法)

第5条 教育委員会は、前条の登録申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、受理し登録するものとする。

2 教育委員会は、新規に登録する団体にあつては、必要と認めた場合、当該団体の代表者に対し事業内容等について説明を求めることができる。

(登録証等の交付)

第6条 教育委員会は、前条の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）の代表者に対し、登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録期間)

第7条 登録される期間は、登録書の交付を受けた日から翌年4月30日までとする。

(変更又は解散の届出)

第8条 登録団体の代表者は、規約、役員又は事務所の位置を変更したときは変更届出（様式第3号）により、当該登録団体を解散したときは解散届（様式第4号）により、速やかに教育委員会に届けるものとする。

(登録の取消)

第9条 教育委員会は、登録団体が袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第21号）第14条、袖ヶ浦市郷土博物館設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第8号）第6条若しくは袖ヶ浦市立図書館設置条例（昭和61年条例第24号）第8条の規定に抵触したと認めるとき、又は別表に掲げる登録の要件を満たさないと認めるときは、公民館等の長の意見を聞き、登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録団体の代表者に対し、登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(報告等)

第10条 教育委員会は、登録団体に対し、指導資料の作成及び調査研究などのために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

附 則

この基準は、平成 6年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和 6年4月1日から施行する

別表（第2条関係）

項 目	登 録 の 要 件
目 的	社会教育に関する事業を行うことの主たる目的を通じて、会員の資質向上と会員相互の仲間づくりをはかり、地域社会の文化・スポーツ等の振興に貢献するものとする。
活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育事業の振興を目的とした活動であること。 2 社会教育関連事業であること。 3 利用に関し、6人以上の人数での活動ができること。 4 市の社会教育施設を利用し6か月間以上の活動の実績を有すること。但し、社会教育施設の主催事業から同一目的で移行したグループ・サークルはこの限りではないものとする。
会 員 構 成	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員数は、原則として10人以上とする。但し、その構成の3分の2以上は市内居住者又は在勤者、在学者であること。 2 会の加入脱退について特定の制限又は制約を設けないこと。
会 の 名 称 等 会 則 等 会 費 等	<p>家元、流派、講師等の名称又は名前を使用しないこと。</p> <p>会則又は規約（役員に関する規定）を有すること。</p>
会 計 年 度	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主的な活動費を有し、会の運営が確実になされていること。 2 会計（収入、支出）は会員に常に明朗であること。
活 動 の 拠 点 等	原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。
活 動 回 数 講 師	<p>事務所を市内に有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。</p> <p>定期的な活動が年間6回以上実施されること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講師は、会員の学習指導に専念し、会の運営に関与しないこと。 2 講師に対する謝金は、会員数に関わらず一定額かつ低額であり、その額は社会通念の範囲と会員の総意にもとづくこと。 3 講師は、営利を目的としないこと。また、強要しないこと。
宗 教 、 政 治 活 動 等	もっぱら宗教活動、政治活動又は営利事業活動を目的としないこと。